

燃ゆる感動かごしま国体水泳競技（オープンウォータースイミング） 中止における弁当取消料の取扱い

燃ゆる感動かごしま国体OWS競技の弁当取消料について以下のとおり取り扱います。

1. 弁当調製事業者への取消料について

燃ゆる感動かごしま国体水泳競技（オープンウォータースイミング）が中止された場合、
弁当調製事業者への取消料について、以下のとおりとします。

中止決定時期	取消料
弁当提供予定日の8日前まで	不 要
弁当提供予定日の7日前から 弁当提供予定日の前日午前まで	弁当料金の 50%
弁当提供予定日の前日正午から 弁当提供予定日の当日	弁当料金の 100%

2. 斡旋弁当申込者への返金又は請求について

燃ゆる感動かごしま国体水泳競技（オープンウォータースイミング）が中止された場合、
斡旋弁当申込者への返金又は請求について、以下のとおりとします。

中止決定時期	支払い済みの場合	未払いの場合
弁当提供予定日の8日前まで	全額返金	請求なし
弁当提供予定日の7日前から 弁当提供予定日の前日午前まで	弁当料金の 50%を返金	弁当料金の 50%を請求
弁当提供予定日の前日正午から 弁当提供予定日の当日	返金なし	弁当料金の 100%を請求

（追記）

この町実行委員会の取扱いは、鹿児島県実行委員会が定めた弁当調製事業者への取消料等の定めに基づいています。

鹿児島県実行委員会も先催県の例に倣い、荒天時の事前災害や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、弁当の提供を予定していた開・閉会式や大会競技会が中止となった場合の取消料を定めたものです。

上記取扱いを十分に確認してから弁当の申込をお願いいたします。

取消料等の請求については、町実行委員会から該当する連絡責任者に送付いたします。

